

○防災関係機関の連絡先一覧

1 県の機関

機関名	電話番号	F A X 番号	県防災無線	その他
岐阜県（防災課）	058—272—1111 2740～2743 2746～2747	058—271—4119	7—（3）—400—2— （内線）	火災・災害速報（夜間） 電話 058—272—1034 FAX 058—271—4119
（危機管理課）	2410～2415			
（消防課）	2470～2475			
（災害情報集約センター）	3340～3346 直通 058—272—1034			防災無線 F A X 400—2—725～727
（防災交流センター）	058—277—5380 214～223	058—277—5385	7—（3）—402—（内線）	衛星携帯 090—1625—5932
（広域防災センター）	0586—89—4192		7—（3）—401—2	
県事務所（振興防災課）	0574—25—3111	0574—25—3934	7—（3）—510—2— （内線）	衛星携帯 090—1626—7440
可茂土木事務所		0574—25—0355		
可茂保健所		0574—28—7162		
可児警察署	0574—61—0110	0574—63—4099		
御嵩交番	0574—67—2000	0574—67—2000		

2 消防機関

機関名	電話番号	F A X 番号	県防災無線	その他
可茂消防事務組合 消防本部	0574—26—0119	0574—25—4899	7—（3）—522—711	
可茂消防事務組合 御嵩分署	0574—67—1818	0574—67—3188		

3 指定地方行政機関

機関名	電話番号	F A X 番号	県防災無線	その他
東海総合通信局施設課	052—971—9618	052—971—3672		
東海財務局 岐阜財務事務所 総務課	058—247—4111	058—246—2862		
中部運輸局 交通環境部 情報・防災課	052—952—8049	052—952—8087		防災優先電話 052—961—7466
岐阜地方气象台	058—271—4108	058—278—1633	7—620—21	防災専用電話 058—271—5286
多治見砂防国道事務所 道路管理課	0572—25—8027	0572—23—7236		
新丸山ダム工事事務所 調査・品質確保課	0574—43—2780	0574—43—2591		090—2684—4118（課長） 090—1568—4110（係長）

東濃森林管理署	0573—82—2108	0573—82—2108		
東海農政局 岐阜農政事務所	058—274—6094	058—274—0656		

4 自衛隊

機関名	電話番号	F A X 番号	県防災無線	その他
陸上自衛隊 第35普通科連隊第3科（災害派遣窓口）	052—791—2191 （昼間内線461） （夜間内線477）	052—791—2191 （内線411）	7—651—712（事務室） 7—651—713（夜間）	防災無線 F A X 400—651—710
航空自衛隊 小牧基地防衛部運用班	（0568）76—2191 （昼間内線432） （夜間内線225）	0568—76—6301	7—653—711（事務室） 7—653—712（夜間）	防災無線 F A X 400—653—710
航空自衛隊 岐阜基地第2補給所企画課企画一班基地当直幹部	（0583）82—1101 （昼間内線2314） （夜間内線2227）	0583—82—2318	7—652—711（事務室） 7—652—712（夜間）	防災無線 F A X 400—652—710

5 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関名	電話番号	F A X 番号	県防災無線	その他
西日本電信電話岐阜支店 災害対策室	058—274—4233	058—278—0907		
御嵩郵便局	0574—67—2211	0574—67—4114		
中部電力株式会社 岐阜支店 総務部総務課	058—265—1122	058—264—3349		直通電話 058—264—3331
中部電力株式会社 加茂営業所	0574—28—3111	0574—25—2120		緊急時御嵩町専用携帯電話 070—6580—4876
日本赤十字社 岐阜県支部	058—272—3561	058—274—6938	7—638—711	夜間・血液センター 058—272—6911
名古屋鉄道株式会社 鉄道事業本部 駅運営部 駅運転課	052—882—8697	052—882—4172		
東濃鉄道株式会社	0572—22—1231	0572—22—0422		

6 医師会等

機関名	電話番号	F A X 番号	県防災無線	その他
可児医師会	0574—27—1072	0574—27—1694		
可児歯科医師会	0574—62—7462	0574—62—7460		
県立多治見病院	0572—22—5311	0572—25—1246	7—539—2	

7 公共的団体その他防災上重要な施設

機関名	電話番号	F A X 番号	県防災無線	その他
J A めぐみの可児本部	0574—62—5111	0574—62—5218		
J A めぐみのみたけ支店	0574—67—0061	0574—67—4398		
J A めぐみの中支店	0574—67—2131	0574—67—2132		
J A めぐみの伏見支店	0574—67—0503	0574—67—1385		
御嵩町商工会	0574—67—1181	0574—67—4124		
可茂衛生施設利用組合	0574—65—4111	0574—65—3571		
可児土地改良区可児川 防災等ため池組合	0574—62—1230	0574—62—1231		
御嵩町社会福祉協議会	0574—67—6710	0574—67—8102		

8 近隣市町村

機関名	電話番号	F A X 番号	県防災無線	その他
瑞浪市 総務課	0572—68—2111	0572—68—8749	7—(3)—532—2	
土岐市 総務課	0572—54—1111	0572—54—1127	7—(3)—533—2	
美濃加茂市防災安全課	0574—25—2111	0574—25—3917	7—(3)—511—2	
可児市防災安全課	0574—62—1111	0574—63—4406	7—(3)—512—2	
坂祝町 総務課	0574—26—7111	0574—27—1808	7—(3)—513—2	
富加町 総務課	0574—54—2111	0574—54—2461	7—(3)—514—2	
川辺町 総務企画課	0574—53—2511	0574—53—2374	7—(3)—515—2	
七宗町 防災対策課	0574—48—1111	0574—48—2239	7—(3)—516—2	
八百津町 防災安全対 策室	0574—43—2111	0574—43—0969	7—(3)—517—2	
白川町 経営管理課	0574—72—1311	0574—72—1317	7—(3)—518—2	
東白川村 総務課	0574—78—3111	0574—78—3099	7—(3)—519—2	

○岐阜県災害救助法施行細則（別表第1、別表第2）

最新改正 平成24年5月15日県規則第47号

別表第1（第3条関係）

救助の程度、方法及び期間

一 収容施設の供与

1 避難所の供与

（一） 避難所への収容は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に対して、必要に応じて行う。

（二） 避難所は、学校、公民館等既存建物を利用するものとする。ただし、これらの適当な建物がないときは、仮小屋の設置又は天幕の設営により避難所とすることができる。

（三） 避難所のため支出する費用は、賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物又は器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。

ただし、高齢者、障がい者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。

（1） 基本額

避難所設置費 1人1日につき300円

（2） 加算額

冬季（10月から3月まで）については別に定める額を加算する。

（四） 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

2 応急仮設住宅の供与

（一） 応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する家がない者であって、自己の資力により住宅を得ることができないものに対して、必要に応じて行う。

（二） 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、2,400,000円以内とする。

（三） 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができることとし、1施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定める。

（四） 高齢者等であって、日常の生活において特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設を応急仮設住宅として設置することができる。

（五） 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができる。

（六） 応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工するものとする。

（七） 応急仮設住宅の供与期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第4項に規定する期間（2年）とする。

二 たき出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

1 たき出しによる食品の給与

（一） たき出しその他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等により炊事ができない者及び被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者に対して行う。

（二） たき出しその他による食品の給与は、り災者が直ちに食べることでできる現物によるものとする。

(三) たき出しその他による食品の給与を実施するため支出する費用は、主食費、副食費、燃料費等とし、1人1日につき1,010円以内とする。

(四) り災者が一時縁故地等へ避難する場合は、3日分以内のたき出しその他の食品の供与を行う。

(五) たき出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。

2 飲料水の供給

(一) 飲料水の供給は、災害のため飲料水を得ることのできない者に対して行う。

(二) 飲料水の供給を実施するため支出する費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費、薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

(三) 飲料水の供給を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。

三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）により生活上必要な家財を亡失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、おおむね次の品目の範囲内において現物をもって行う。

(一) 被服、寝具及び身のまわり品

(二) 日用品

(三) 炊事用具及び食器

(四) 光熱材料

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施するため支出する費用は、次の額の範囲内とする。

(一) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯の区分 季別		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	5人を超える世帯
夏季	4月から	円	円	円	円	円	49,700円に5人を超え1人増すごとに7,300円を加算した額
	9月まで	17,200	22,200	32,700	39,200	49,700	
冬季	10月から	円	円	円	円	円	75,700円に5人を超え1人増すごとに10,400円を加算した額
	3月まで	28,500	36,900	51,400	60,200	75,700	

(二) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯の区分 季別		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	5人を超える世帯
夏季	4月から	円	円	円	円	円	17,400円に5人を超え1人増すごとに2,400円を加算した額
	9月まで	5,600	7,600	11,400	13,800	17,400	
冬季	10月から	円	円	円	円	円	25,300円に5人を超え1人増すごとに3,300円を加算した額
	3月まで	9,100	12,000	16,800	19,900	25,300	

(三) (一)及び(二)の季別は、災害発生の日をもって決定するものとする。

4 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

四 医療及び助産の給付

1 医療の給付

(一) 医療の給付は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に行う。

(二) 医療の給付は、救護班が行うものとする。ただし、急迫した事情のためやむを得ない場合は、一般の

病院若しくは診療所又は施術者（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師並びに柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師をいう。以下同じ。）において行うことができる。

（三） 医療の給付は、次の範囲内において行う。

（1） 診察

- イ 薬剤又は治療材料の給与
- ロ 処置、手術その他の治療及び施術
- ハ 病院又は診療所への収容

（2） 看護

（四） 医療の給付のため支出する費用は、それぞれ救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費、一般の病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内、施術者による場合は協定料金の額以内とする。

（五） 医療の給付を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。

2 助産の給付

（一） 助産の給付は、災害発生の日の以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者に対して行う。

（二） 助産の給付は、次の範囲内において行う。

- （1） 分べんの介助
- （2） 分べん前及び分べん後の処置
- （3） 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の給与

（三） 助産の給付のため支出する費用は、それぞれ救護班による場合は使用した衛生材料の実費、助産師による場合は慣行料金の8割以内の額とする。

（四） 助産の給付を実施する期間は、分べんの日から7日以内とする。

五 災害にかかった者の救出

1 災害にかかった者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出することによって行う。

2 災害にかかった者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出に必要な機械器具の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

3 災害にかかった者の救出の期間は、災害発生の日から3日以内とする。

六 災害にかかった住宅の応急修理

1 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊し、又は半焼し、自己の資力では応急修理をすることができない者に対して行う。

2 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理費用は、1世帯当たり520,000円以内とする。ただし、同一住家に2以上の世帯が居住している場合における費用は、1世帯当たりの限度額の範囲内とする。

3 住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完成する。

七 生業に必要な資金の貸与

1 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、生業の手段を失った世帯に対して必要に応じて行う。

2 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込み確実な具体的事業計画があり、かつ、償還能力のある者に対して貸与する。

3 生業に必要な資金の貸与額は、次の範囲内の額とする。

(一) 生業費 1 件につき 30,000円

(二) 就職支度費 1 件につき 15,000円

4 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1月以内に完了しなければならない。

5 生産に必要な資金の貸与条件は、次のとおりとする。

(一) 貸与期間 2年以内

(二) 利子 無し

八 学用品の給与

1 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を亡失し、又はき損したため就学上支障のある小学校の児童、中学校の生徒（特別支援学校の小学部の児童及び中学部の生徒を含む。以下同様とする。）及び高等学校等の生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。

2 学用品の給与は、被害の実情に応じて、次の品目の範囲内において行う。

(一) 教科書

(二) 文房具

(三) 通学用品

3 学用品の給与を実施するため支出する費用は、次の額の範囲内とする。

(一) 教科書

(1) 小学校の児童及び中学校の生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(2) 高等学校等の生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

(二) 文房具及び通学用品

小学校児童 1人につき 4,100円以内

中学校生徒 1人につき 4,400円以内

高等学校等生徒 1人につき 4,800円以内

4 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。

九 埋葬

1 死体の埋葬は、災害の際死亡した者について、応急的に行う。

2 埋葬は、次の範囲内において、次のものを支給することにより行う。

(一) 棺（付属品を含む。）

(二) 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

(三) 骨つぼ及び骨箱

3 埋葬のため支出する費用は、1体につき12歳以上の者は200,000円以内とし、12歳未満の者は160,800円以内とする。

4 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

十 死体の搜索及び処理

1 死体の搜索

(一) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、範囲の事情によりすでに死亡していると推定される者について行う。

(二) 死体の搜索のため支出する費用は、舟艇その他搜索に必要な機械器具の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

(三) 死体の搜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

2 死体の処理

(一) 死体の処理（埋葬を除く。）は、災害の際死亡した者について行う。

(二) 死体の処理は、次の事項について行う。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(2) 死体の一時保存

(3) 検案

(三) 検案は、原則として救護班が行う。

(四) 死体の処理のため支出する費用は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等

1体につき3,300円以内

(2) 死体の一時保存

イ 既存建物を利用する場合にあっては当該建物の通常の利用料、既存建物を利用しない場合にあっては1体につき5,000円以内

ロ 死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費

(3) 救護班以外の者の検案

当該地域の慣行料金の額以内

(五) 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

十一 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

1 障害物の除去は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分に障害物が運びこまれている場合又は敷地に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にある場合に自己の資力では当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。

2 障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他の除去に必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり133,900円以内とする。ただし、同一住家に2以上の世帯が居住している場合における費用は、1世帯当たりの限度額の範囲内とする。

3 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

十二 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

1 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。

(一) 被災者の避難

(二) 医療及び助産

(三) 災害にかかった者の救出

(四) 飲料水の供給

(五) 死体の搜索

(六) 死体の処理（埋葬を除く。）

(七) 救済用物資の整理配分

2 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

3 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇入れの期間は、それぞれの救助の実施期間とする。

別表第2（第9条関係）

従事者の区分	実費弁償の種類及び額		
	日当	時間外勤務手当	旅費
令第10条第1号から第4号までに規定する者	県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮してその都度知事が決定する額以内の額。ただし、当該業務に従事した者に相当する県の常勤の職員が存在しない場合は、県が実施する工事の工事費を積算する際に用いる賃金単価その他の賃金水準を考慮してその都度知事が決定する額以内の額	日当の額を8で除して得た額を岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和32年岐阜県条例第29号。以下「給与条例」という。）第17第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額とみなして給与条例第14条の規定の例により算定した額以内の額	給与条例第4条第1項の行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級にあるものが旅行するとした場合に岐阜県職員等旅費条例（昭和32年条例第30号）の規定により支給すべき旅費の額に相当する額以内の額
令第10条第5号から第10号までに規定する者	当該地域における業者の慣行料金にその100分の3に相当する額を加算した額以内の額		

○御嵩町防災会議条例

(昭和37年 9 月 15 日)
条 例 第 19 号)

改正 昭和50年 8 月 15 日 条例第25号
昭和51年 3 月 23 日 条例第 7 号
昭和54年 9 月 27 日 条例第29号
平成10年12月25日 条例第24号
平成12年 3 月 23 日 条例第 5 号
平成24年12月20日 条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、御嵩町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(平12条例5・一部改正)

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 御嵩町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(平24条例20・一部改正)

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 国及び県の関係地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (2) 岐阜県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者
 - (3) 町の職員のうちから町長が指名する者
 - (4) 教育長
 - (5) 消防団長
 - (6) 可茂消防事務組合の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (7) 指定公共機関、指定地方公共機関その他これらに準ずる機関の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が委嘱するもの
- 6 前項の委員の定数は、20人以内とする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(平10条例24・平24条例20・一部改正)

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、岐阜県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事、その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和37年9月1日から施行する。

附 則(昭和50年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年条例第7号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年条例第29号)

この条例は、昭和54年10月1日から施行する。

附 則(平成10年条例第24号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第5号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

○御嵩町災害対策本部条例

（昭和37年9月13日）
（条 例 第 20 号）

改正 平成24年12月20日条例第20号

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、御嵩町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（平24条例20・一部改正）

（組織）

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（雑則）

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和37年9月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

○関係機関協定一覧

(令和6年4月1日現在)

名 称	締結年月日	締 結 機 関	所 在 地	電話番号 (FAX番号)
消防相互応援協定	昭和45年2月6日	瑞浪市	瑞浪市上平町1—1	0572—68—2111 (0572—68—8749)
消防相互応援協定	昭和47年2月1日	土岐市	土岐市土岐津町土岐口2101	0572—54—1111 (0572—54—1127)
災害支援協力に関する覚書	平成9年9月1日	御嵩郵便局	御嵩町御嵩1451—2	0574—67—2211 (0574—67—4114)
災害時における医療救護活動に関する協定	平成10年8月11日	可児医師会	可児市広見5—20	0574—60—5130 (0574—60—5131)
可茂地区市町村消防団 消防相互応援協定	平成11年4月30日	美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村	美濃加茂市太田町3431—1	0574—25—2111 (0574—25—3917)
			可児市広見1—1	0574—62—1111 (0574—63—4406)
			坂祝町取組46—18	0574—26—7111 (0574—27—1808)
			富加町滝田1511	0574—54—2111 (0574—54—2461)
			川辺町中川辺1518—4	0574—53—2511 (0574—53—2374)
			七宗町上麻生2442—3	0574—48—1111 (0574—48—2239)
			八百津町八百津3903—2	0574—43—2111 (0574—43—0969)
			白川町河岐715	0574—72—1311 (0574—72—1317)
			東白川村神土548	0574—78—3111 (0574—78—3099)
災害時におけるLPガスの供給に関する協定	平成17年2月23日	社団法人 岐阜県LPガス協会可茂支部	美濃加茂市前平町1—66	0574—26—0560 (0574—28—3405)
非常災害時における学校開放に関する協定	平成18年2月8日	岐阜県立東濃高等学校	御嵩町御嵩2854—1	0574—67—2136 (0574—67—6204)
非常災害時における学校開放に関する協定	平成18年2月8日	岐阜県立東濃実業高等学校	御嵩町伏見891	0574—67—0504 (0574—67—6412)
災害時における物資提供に関する協定	平成18年4月1日	コカ・コーラ セントラルジャパン株式会社	名古屋市東区砂田橋4丁目1番47号	①052—723—3216 ②045—222—5852 ③052—723—3131
非常時における飲料供給に関する覚書	平成18年4月11日	ダイドードリンコ株式会社 三岐支店	三重県津市河芸町上野705	059—245—5031 (059—245—5041)
災害時における歯科医療救護活動等に関する協定	平成18年9月19日	可児歯科医師会	可児市今渡706—1 一光ビル205号	0574—62—7462 (0574—62—7460)
災害活動応援協定	平成18年11月1日	グリーンテクノみたけ管理組合	御嵩町御嵩2188—48 (豊精密工業㈱)	0574—68—1150
災害時の応援業務に関する基本協定	平成18年12月13日	岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	岐阜市田端町1—12	058—248—1895 (058—240—4888)

災害時応援協力に関する協定	平成18年12月27日	可茂地区電気工事協議会	美濃加茂市中富町 1—10—16	0574—25—1844
応急給水設備に関する協定	平成19年3月23日	岐阜県水道事業	可児市川合984 (東部広域水道事務所 川合浄水場)	0574-62-9118 (0574-62-8210)
災害時における生活必需物資の調達に関する協定	平成19年8月8日	株式会社バロー	多治見市大針町661— 1	0572—20—0860
災害時における生活必需物資の調達に関する協定	平成20年9月18日	ユニー株式会社 アピタ御嵩店	御嵩町上恵土1052-1	0574—67—6777 (0574—67—8300)
災害時における応急対策に関する協定	平成20年9月18日	御嵩町安全協議会 (株式会社 天野建設・株式会社 本州緑化建設・株式会社 御嵩重機建設・有限会社 共和建設・株式会社 國本起業・有限会社 昭光建設・ヘイセイテック 株式会社・村瀬興業 株式会社・有限会社 山口土木	御嵩町中切960-1 (株式会社 天野建設)	0574—67—1553 (0574—67—4989)
災害時要援護者への避難施設に関する協定	平成21年1月26日	社会福祉法人 慈恵会	美濃加茂市下米田町東栃井81-2 i さわやかナースिंगみたけ ii さわやか長楽荘 iii さわやかグループホームみたけ iv さわやかデイサービスセンター伏見	0574—25—0609 i 0574—67—8325 ii 0574—67—8321 iii 0574—67—8322 iv 0574—67—0581
災害時要援護者への避難施設に関する協定	平成21年2月26日	メディカル・ケア・サービス 東海株式会社	大垣市宝和町15 グループホーム「憩いの里」ふしみ	0574—67—8526 (0574—67—8552)
災害時における施設開放に関する協定	平成21年2月23日	学校法人 荻須学園	名古屋守山区白山1-807 御嵩保育園	052—771—8623 (052—772—7737)
災害時における相互応援に関する協定	平成23年6月27日	めぐみの農業協同組合	関市若草通 1—1	0575—23—5151 (0575—23—5533)
災害時におけるゴルフ場施設の使用に関する協定	平成24年2月1日	サンクラシックゴルフクラブ	御嵩町比衣1097-1-1	0574-67-6360
災害時における緊急放送に関する協定	平成24年2月22日	ケーブルテレビ可児	可児市広見7-90	0574-63-7211 (0574-63-7440)
災害時における非常食の提供協力に関する協定	平成24年5月1日	株式会社魚国総本社名古屋本部	愛知県刈谷市東新町5-118	0566-22-8811 (0566-22-9206)
災害時要援護者への避難施設に関する協定	平成24年7月2日	めぐみの農業協同組合 (あんしんみたけ)	御嵩町御嵩358-1	0574—68—0515 (0574—67—5252)

災害時要援護者への避難施設に関する協定	平成24年7月2日	DS TOKAI 株式会社	可児市今渡1155-1	0574-63-5551 (0574-63-2250)
災害時における緊急放送に関する協定	平成24年7月24日	FMラインウェーブ株式会社	可児市広見7-90	0574-50-2080 (0574-50-2453)
災害時における給水計画に関する応援協定	平成24年8月24日	御嵩町管工事組合 (有限会社 田口プロパン・有限会社 御嵩管工・有限会社三嶋設備工業所・羽賀水道設備・河村電気・土屋管工設備・大東商店)	御嵩1376 (有限会社 田口プロパン)	0574-67-0271
災害時における給水計画に関する応援協定	平成24年8月24日	株式会社 西部管商 中濃店	美濃加茂市川合町4-2-19	0574-24-7180 (0574-24-7373)
災害時における給水計画に関する応援協定	平成24年8月24日	安田株式会社 本店東濃営業所	瑞浪市西小田町3-260	0572-68-2131
災害時における給水計画に関する応援協定	平成24年8月24日	山彦株式会社 東濃営業所	岐阜市須賀3-14-1	058-273-3111
災害時における給水計画に関する応援協定	平成24年8月24日	株式会社 米津西部 中濃支店	可児市土田2541	0574-26-5161
災害時における電気の保安に関する協定	平成24年10月4日	中部電気保安協会 岐阜支店	岐阜市敷島町8-31	058-253-7899 (058-253-5235)
災害時における応急対策活動に関する協定	平成24年12月25日	岐阜県瓦葺組合 可児・加茂支部	下呂市萩原町跡津417 (有限会社 日下部瓦店)	0576-52-2633 (0576-52-2683)
災害時における協力体制に関する協定	平成25年1月8日	大庭台自主防災会	御嵩町中2863-66	—
災害時における応急生活物資供給に関する協定	平成25年12月17日	生活協同組合 コープ岐阜	各務原市鵜沼1-4-1	0576-52-2633 (0576-52-2683)
災害時における遺体安置場所の提供等の協力に関する協定	平成28年10月28日	有限会社 セレモたなか 中工業 有限会社	御嵩町中12 御嵩町中2179	0574-67-7588 0574-68-2056
災害時における支援協力に関する協定	平成30年10月4日	イオンビッグ 株式会社	名古屋市中村区名駅5-25-8	052-533-6810
災害時における備蓄用パンの供給に関する協定	令和2年5月22日	一般社団法人 ブレイクスルーバンク	名古屋市瑞穂区州雲町3-26 ブロアセレッソ703号	052-875-8171 (052-875-3171)
災害における段ボール製品等の確保の協力に関する協定	令和2年10月7日	株式会社 共進ベイパー&パッケージ 中京工場	御嵩町御嵩2188-43	0574-68-1021 (0574-67-7355)
災害時における御嵩町災害ボランティアセンターの設置、運営等に関する協定	令和3年3月25日	社会福祉法人 御嵩町社会福祉協議会	御嵩町御嵩1239-10	0574-67-6710 (0574-67-8102)

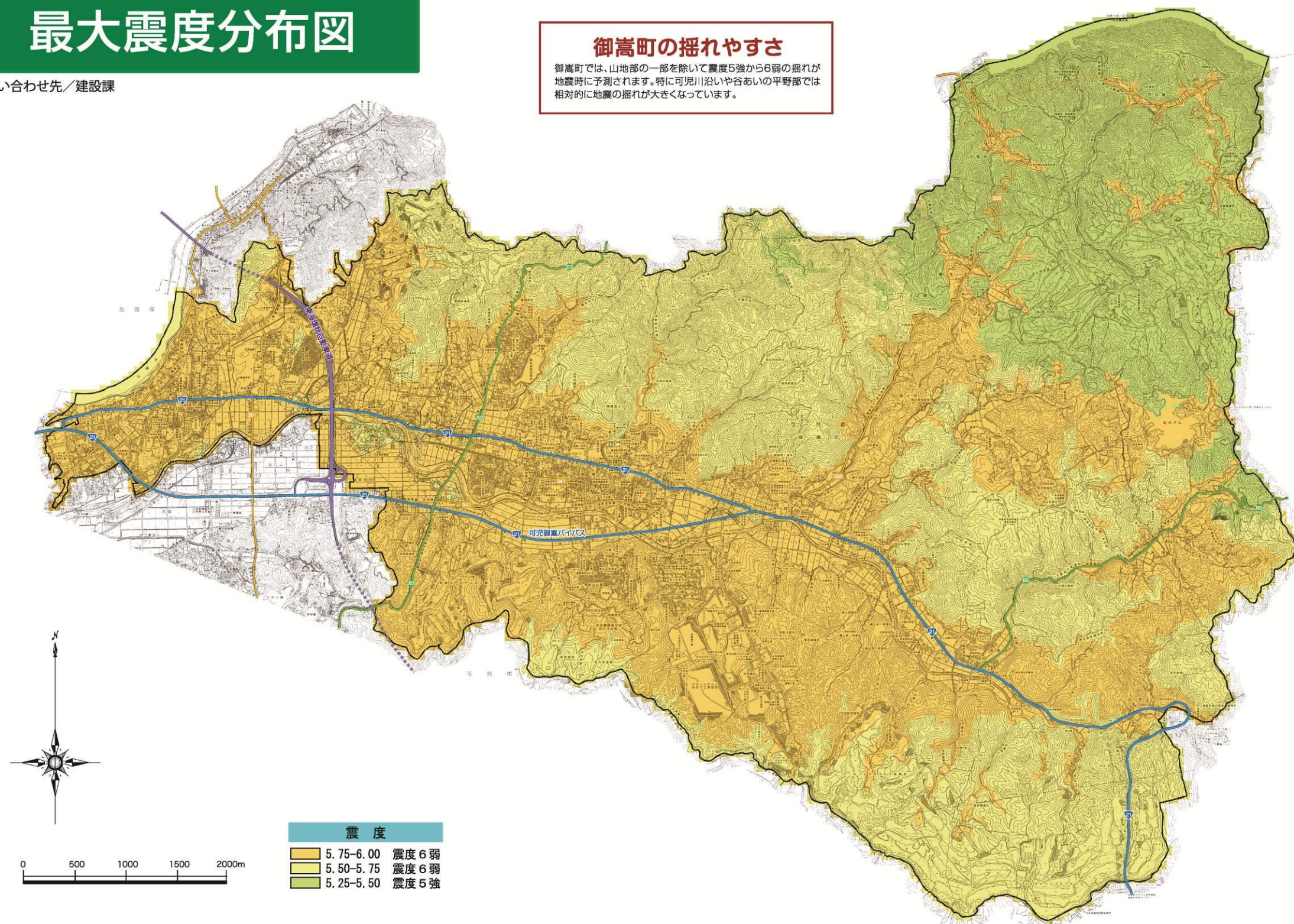
特設公衆電話の設置等に関する覚書	令和3年7月9日	西日本電信電話株式会社	岐阜市梅ヶ枝町2-31	0120-116-116
災害時における停電復旧に係る応急措置の実施に支障となる障害物等の除去等に関する協定	令和3年10月4日	中部電力パワーグリッド株式会社 加茂営業所	美濃加茂市中富町1-10-16	0120-924-662
災害時等における協力体制に関する協定	令和3年12月24日	社会福祉法人 御嵩町社会福祉協議会 一般社団法人 可児青年会議所	御嵩町御嵩1239-10 可児市広見1-5	0574-67-6710 (0574-67-8102) 0574-67-9010 (0574-63-3191)
災害時における救援物資提供に関する協定	令和5年10月20日	株式会社 伊藤園	土岐市泉北山町5-3	0572-53-4621

最大震度分布図

● 問い合わせ先／建設課

御嵩町の揺れやすさ

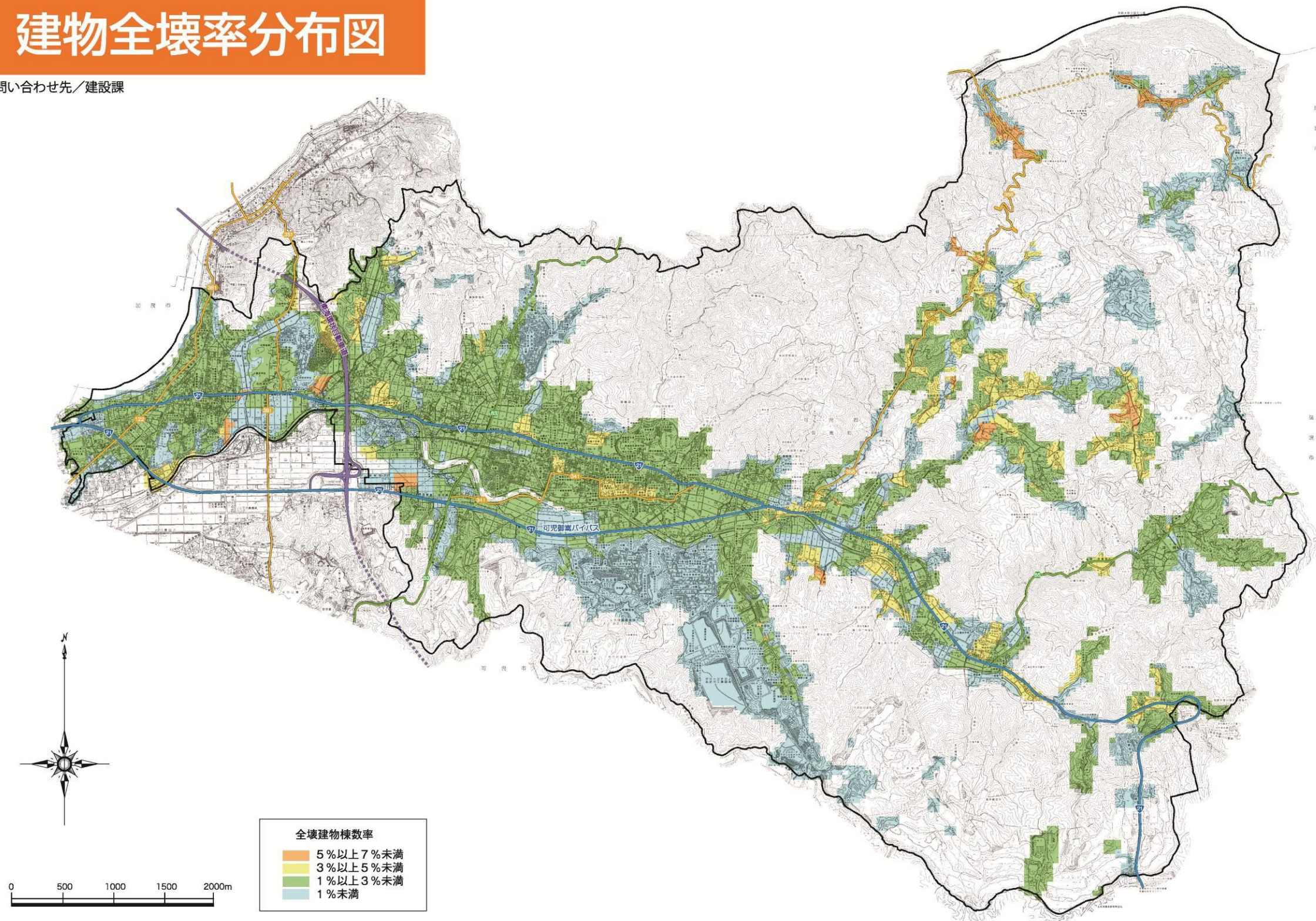
御嵩町では、山地部の一部を除いて震度5強から6弱の揺れが地震時に予測されます。特に可児川沿いや谷あいの平野部では相対的に地震の揺れが大きくなっています。



○可児市域については、可児市長の承認を得て同市所管の都市計画基本図を使用して作図しました。

建物全壊率分布図

● 問い合わせ先／建設課



○可見市域については、可見市長の承認を得て同市所管の都市計画基本図を使用して作図しました。

土砂災害危険区域図

● 問い合わせ先／建設課

御嵩町には、がけ崩れ、土石流、地すべりといった土砂災害危険区域がいくつかあります。
このマップで、日頃から土砂災害危険区域や指定避難所を確認しておきましょう。

土砂災害を知っていますか？

土砂災害の種類	イメージ図	説明
がけ崩れ (急傾斜地の崩壊)		地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、雨や地震などの影響によって急激に斜面が崩れ落ちることをいいます。がけ崩れは、突然起きるため、人家の近くで起ると逃げ遅れる人も多く死者の割合も高くなっています。
土石流		山腹、川底の石や土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流されるものをいいます。その流れの速さは規模によって異なりますが、時速20～40kmという速度で一瞬のうちに人家や畑などを破壊させてしまいます。
地すべり		斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象のことをいいます。一般的に移動土壌量が大きいため、甚大な被害を及ぼします。また一旦動き出すとこれを完全に停止させることは非常に困難です。

出典：国土交通省河川局砂防部ホームページ

凡 例	
	指定避難所
	地すべり危険箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所
	急傾斜地崩壊危険区域
	砂防指定地
	土石流危険渓流及び土石流危険区域

0 500 1000 1500 2000m

○可児市域については、可児市長の承認を得て同市所管の都市計画基本図を使用して作図しました。



御高町 土砂災害ハザードマップ

御高町には、がけ崩れ、土石流、地すべりといった土砂災害危険区域がいくつかあります。このマップで、日頃から土砂災害危険区域や指定避難所を確認しておきましょう。



土砂災害警戒区域等の指定について

岐阜県により、土砂災害防止法に基づく土砂災害（特別）警戒区域が指定されました。（平成23年3月8日 告示）

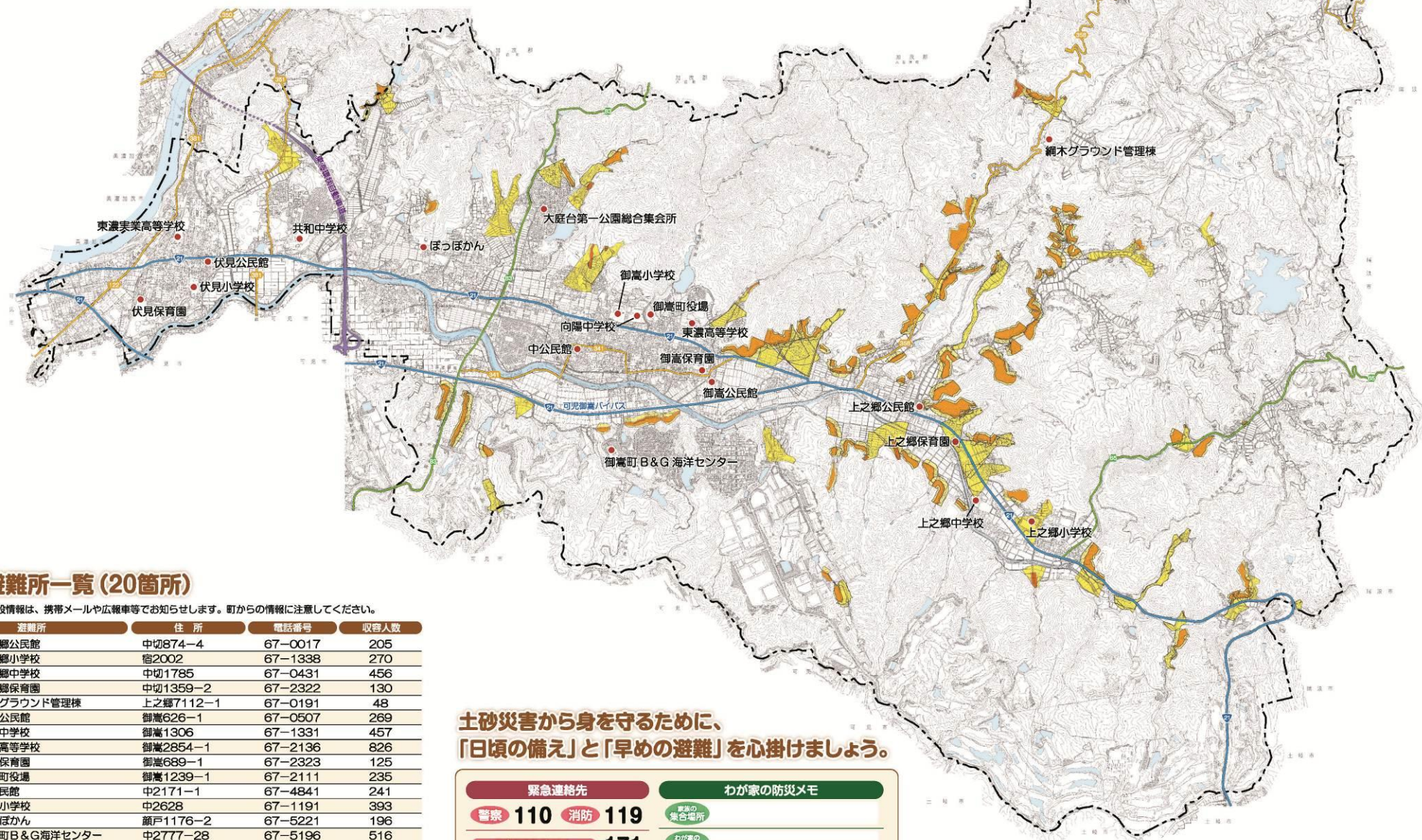
土砂災害特別警戒区域
(レッドゾーン)
建物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれのある区域

土砂災害警戒区域
(イエローゾーン)
住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域

御高町

土石流危険箇所 56箇所

急傾斜地崩壊危険箇所 60箇所



指定避難所一覧 (20箇所)

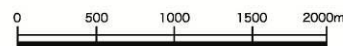
避難場所の開所情報は、携帯メールや広報車等でお知らせします。町からの情報に注意してください。

避難所	住 所	電話番号	収容人数
1 上之郷公民館	中切874-4	67-0017	205
2 上之郷小学校	宿2002	67-1338	270
3 上之郷中学校	中切1785	67-0431	456
4 上之郷保育園	中切1359-2	67-2322	130
5 縄木グラウンド管理棟	上之郷7112-1	67-0191	48
6 御高公民館	御高626-1	67-0507	269
7 向陽中学校	御高1306	67-1331	457
8 東濃高等学校	御高2854-1	67-2136	826
9 御高保育園	御高689-1	67-2323	125
10 御高町役場	御高1239-1	67-2111	235
11 中公民館	中2171-1	67-4841	241
12 御高小学校	中2628	67-1191	393
13 ぼっぼかん	願戸1176-2	67-5221	196
14 御高町B & G海洋センター	中2777-28	67-5196	516
15 伏見公民館	伏見990	67-0502	186
16 伏見小学校	伏見489	67-0530	367
17 共和中学校	伏見1875-1	67-2105	416
18 東濃実業高等学校	伏見891	67-0504	1,200
19 伏見保育園	伏見751-1	67-2325	137
20 大庭台第一公園総合集会所	中2678-137		

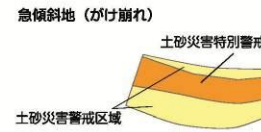
●上之郷保育園、上之郷中学校、上之郷小学校は土砂災害警戒区域内になりますので、開設状況等については事前に町に確認して下さい。

土砂災害から身を守るために、 「日頃の備え」と「早めの避難」を心掛けましょう。

緊急連絡先	わが家の防災メモ
警察 110 消防 119	事後の集合場所
災害用伝言ダイヤル 171	わが家の避難所
御高町役場 0574-67-2111 代	緊急時の連絡先
可茂土木事務所 河川砂防課 0574-25-3111 代	事後の連絡先
岐阜県 砂防課 058-272-8621	事前の連絡先



凡 例

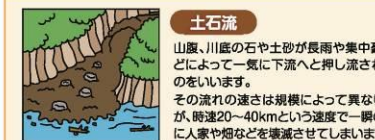


御高町からの情報

御高町からは、避難準備、避難勧告、避難指示の3段階の情報を発表します。発令された場合には、速やかに行動を始めて下さい。

発令時の状況	みなさんの行動
避難準備 要援護者など特に避難行動に時間を要する方が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。	- お年寄りや体の不自由な方、小さなお子さんのいるご家庭では、避難を始めてください。 - そのほかの方もお家族との連絡、非常用持ち出し品の用意など、避難の準備をしておきましょう。
避難勧告 通常の避難行動ができる方が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。	- 計画された避難場所への避難を始めてください。 - 避難時には、隣近所に声を掛け合い、お互いに助け合って避難しましょう。
避難指示 - 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況および地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。 - 人的被害の発生した状況。	- 生命にかかわる危険が迫っていますので直ちに避難を完了してください。 - 避難が難しい状況にある方は、近くの安全な場所へ移動するなど身の安全を確保してください。

土砂災害を知っていますか？



出典:国土交通省河川局砂防部ホームページ

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき作成 平成24年3月

浸水想定区域図

● 問い合わせ先／建設課

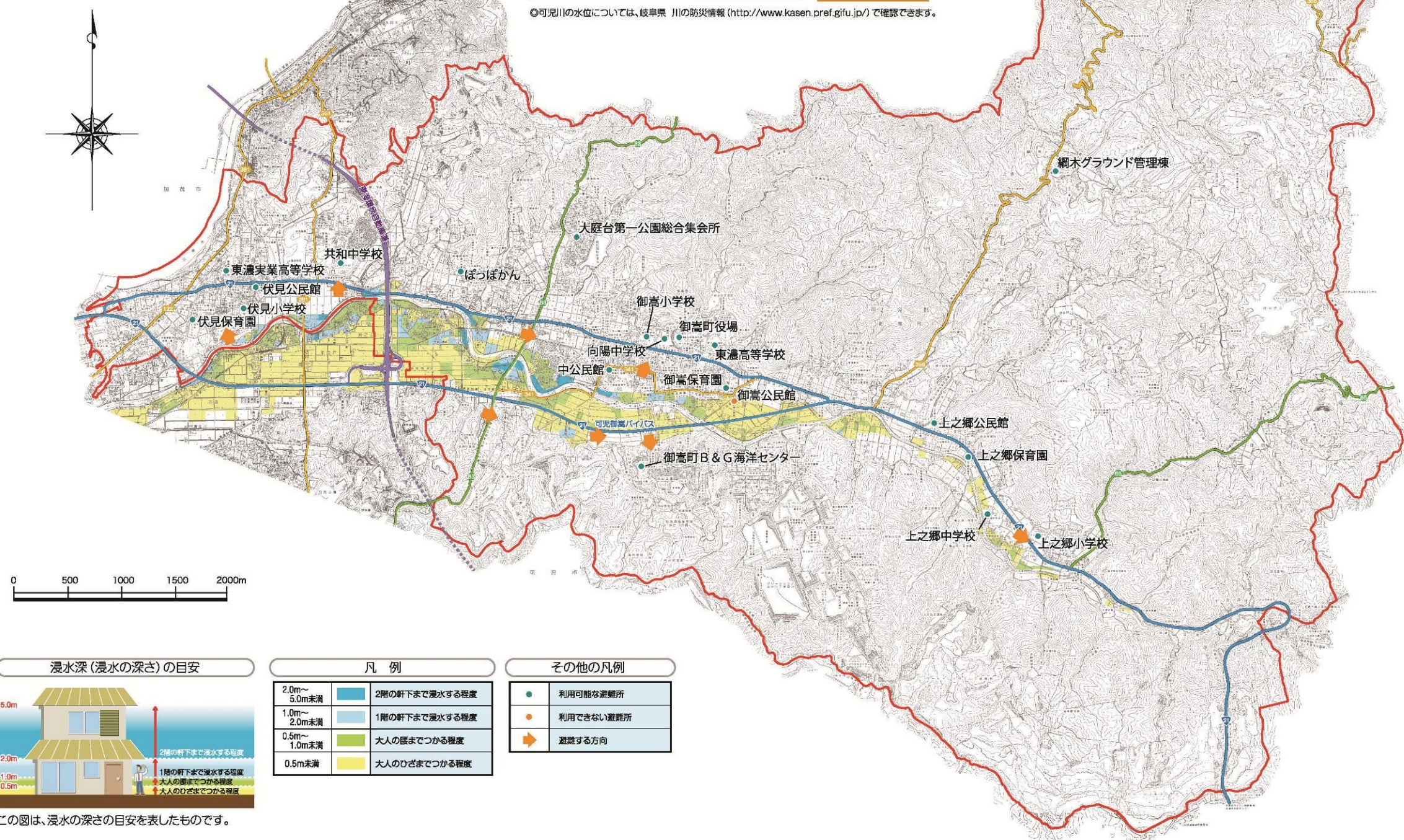
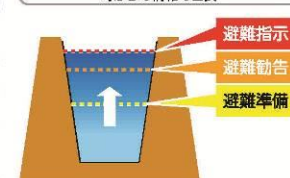
基準とする水位観測所

基準となる水位観測所は可児川に1箇所設定されています。

河川名	基準地点	所在地	はん濫 注意水位 (単位:m)	避難 判断水位
可児川	広見	可児市 下恵土	2.00	3.00

◎可児川の水位については、岐阜県 川の防災情報 (<http://www.kasen.pref.gifu.jp/>) で確認できます。

町からの情報の目安



浸水深 (浸水の深さ) の目安



この図は、浸水の深さの目安を表したものです。

凡 例

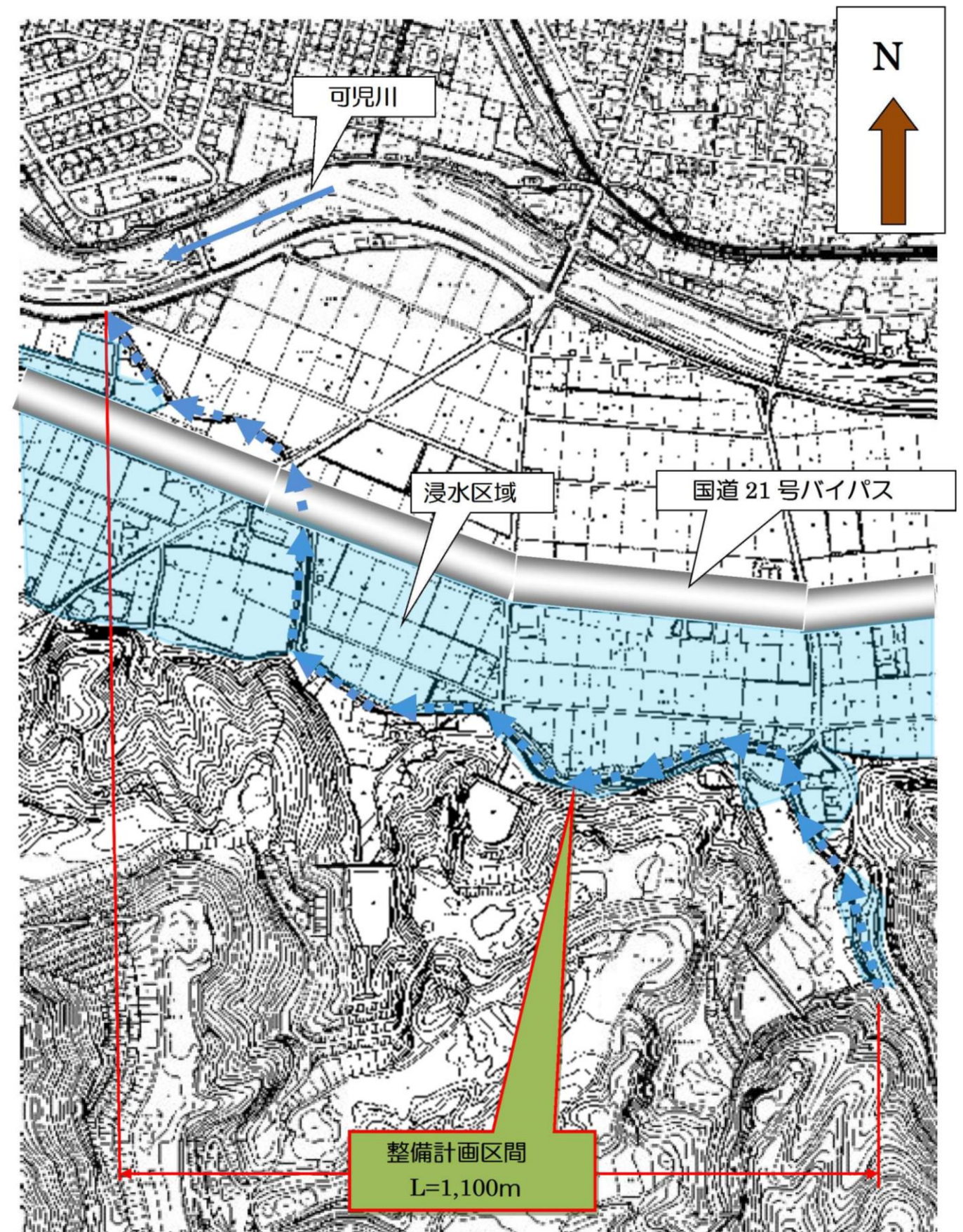
2.0m～ 5.0m未満	2階の軒下まで浸水する程度
1.0m～ 2.0m未満	1階の軒下まで浸水する程度
0.5m～ 1.0m未満	大人の腰までつかる程度
0.5m未満	大人のひざまでつかる程度

その他の凡例

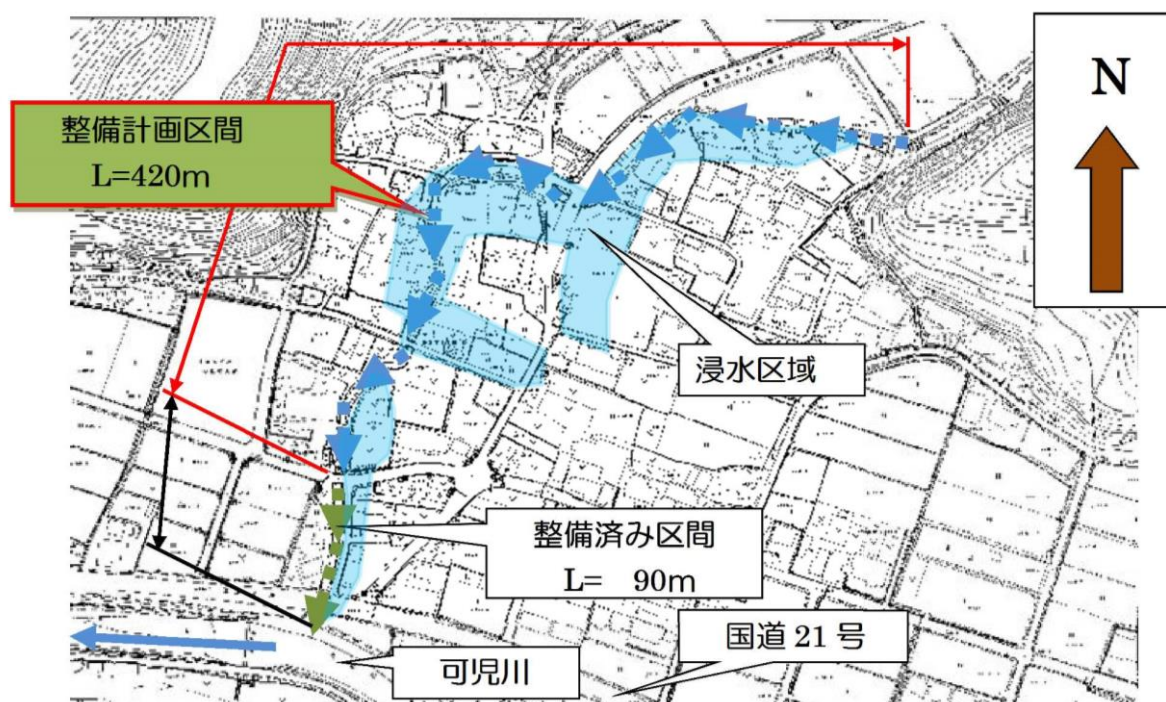
●	利用可能な避難所
○	利用できない避難所
→	避難する方向

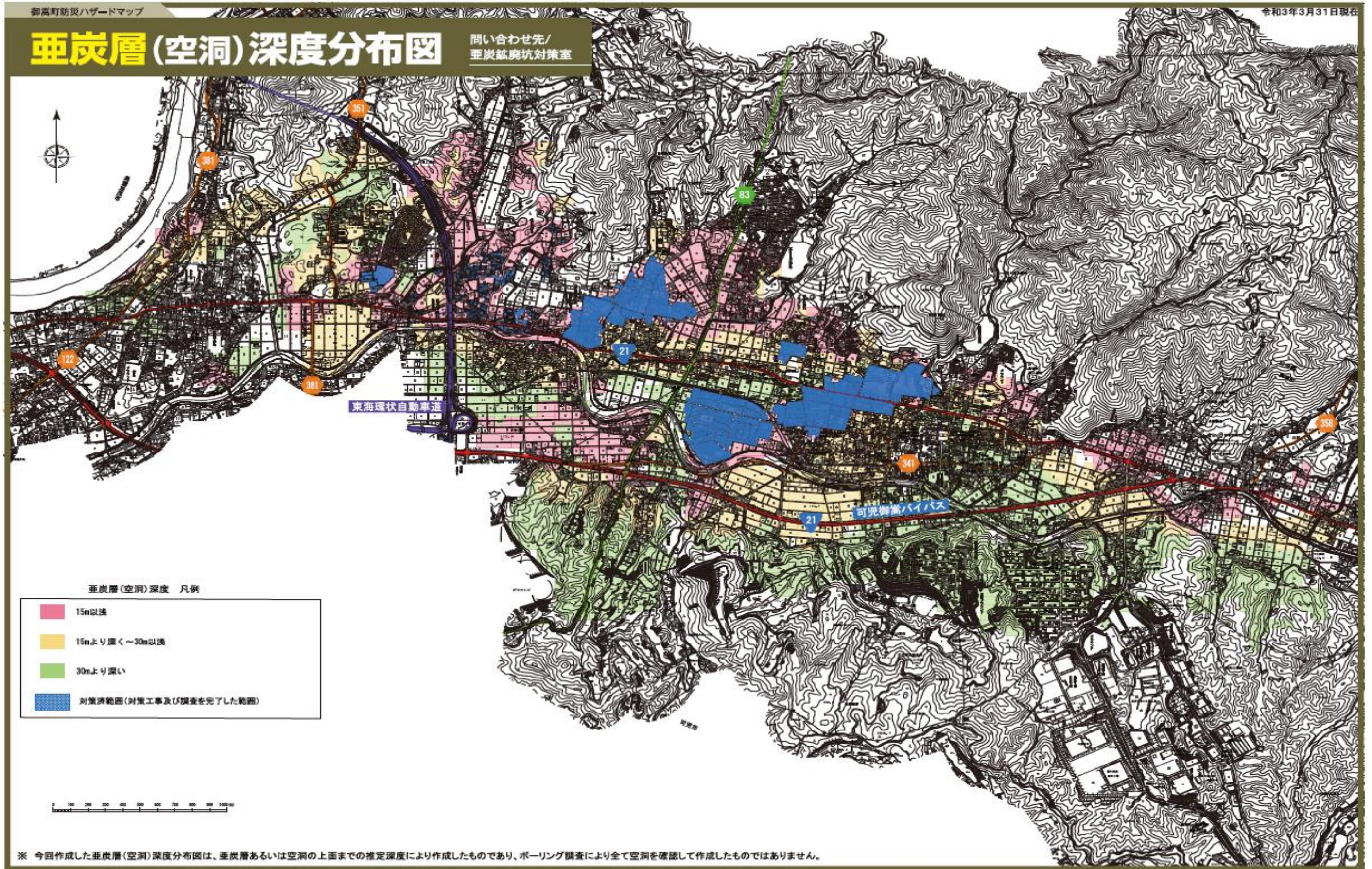
◎可児市域については、可児市長の承認を得て同市所管の都市計画基本図を使用して作図しました。

河川整備計画 奥田川（法定外河川）



河川整備計画 井尻川（法定外河川）





御嵩町地域防災計画

改 定 平成26年4月

一部改定 令和2年4月

一部改定 令和4年4月

一部改定 令和6年4月

編 集 御 嵩 町 防 災 会 議

発 行 御 嵩 町

〒505-0192

岐阜県可児郡御嵩町御嵩 1 2 3 9 - 1

電話 (0574) 67-2111
